

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事及び教育長に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

令和8年2月24日

神奈川県議会議長 長田 進治 殿

神奈川県議会議員 北井 宏昭

予防原則について

18世紀後半から19世紀にかけて英国ではじまった産業革命以降、ありとあらゆる社会環境・生活環境は大きく変化。とりわけ20世紀中盤以降の変化は、凄まじい速さで展開していることはご承知の通りです。

特に、スマホ・タブレット等のモバイルデバイスによる生活環境の変化について(他にも、プラスチックや化学合成農薬による生存環境も大きく変化していますが、ここではそれらは割愛します)。

少々長くなりますが、1983年に家庭用テレビゲーム機＝ファミコンが発売され、大ブームに。その後、ゲームは携帯型にも進化し、いつでも手元に。パソコンは、1995年にWindows95の登場以来、爆発的に普及。携帯電話は、1980年代に世界初の市販携帯電話を発売、日本では1985年に発売、以降、小型化が進み、1990年代後半にはインターネットが接続、2007年のiPhone登場以降、携帯電話はスマートフォン(以下、スマホ)時代を迎え、ゲーム機能も包含しながら生活に不可欠なデバイスに。タブレット端末も、2010年のiPad発売の後、広く普及。併せて、2019年から始まったGIGAスクール構想により、教育現場でもタブレット端末が使われ始めている。さらにコロナ禍のあおりも受け2021年度末には小・中学生一人一台教育用端末の整備が9割以上完了した。個人のインターネット利用の広がりにも併せて、2000年代に入ってからSNSも大衆化。同時に多様化も進み、SNSは社会に大きな影響を与えるようになっている。

この間、わずか半世紀足らずで、インターネットやデジタル機器があふれかえり、それらにさらされ続ける生活が一般的になっています。また、生まれたときからインターネット環境・デジタル環境で育った1990年代以降に生まれた世代はデジタルネイティブとも表現されています。

その一方で、国はスマホの使用拡大にあわせて、青少年のスマホ利用環境整備のための政策的課題の検討も開始。2008年に制定された青少年インターネット環境整備法は、青少年にとって安全なインターネットの利用環境の整備が目的で、2017年の改正ではフィルタリングの対象がスマホやタブレット端末などのデータ通信端末にも拡大。これらにより、18歳未満のフィルタリング機能の利用義務による有害サイトへのアクセス制限や、利用時間制限などの機能を提供することに。またサイバーセキュリティ対策など消費者保護の観点から2025年12月にはスマホソフトウェア競争促進法(スマホ新法)が施行されました。

そのような中、世界の傾向は脱デジタル化に一步も二歩も進み、SNSやスマホの利用を子供・青少年を対象に制限・禁止する流れが加速しています。そのごく一部だけ列挙すると以下の通り。

ユネスコによると、世界の約4割にあたる教育制度で学校でのスマホ使用を制限している。オーストラリアでは、動画共有サービスのYouTubeも禁止対象に。教育現場では、フィンランドやスウェーデンがいち早く導入したデジタル教科書を捨てた。日本が一周遅れで始めたところに、北欧は紙の教科書に戻っている。WHOは、2019年にガイドラインを発表。2～4歳児には1時間以上の使用をやめさせ、1歳児以下には画面すら見せないという内容で、乳児期からの制限を主張している。

総論的に言うと、強制的にモバイルデバイスに支配され、コントロール不能になる「依存」の怖さを知っているからこそその脱デジタル化なのです。

国内では、2020年に香川県でネット・ゲーム依存症対策条例が施行。これは、子供のネット・ゲーム依存症対策を目的とし、18歳未満のゲーム利用時間を平日60分、休日90分までとする目安などを定めたもの。インターネットやコンピュータゲームの過剰な利用が子どもに悪影響を及ぼすという認識に基づいて制定したことには、WHOが「ゲーム障害」を疾病と認定したことも背景にある。

その後、2025年10月からは愛知県豊明市がスマートフォン等の適正使用の推進に関する条例を施行。余暇時間のスマホなどの使用について1日2時間以内を目安とし、小学生以下は午後9時以降、中学生以上は午後10時以降の使用を控えるよう促すもの。目的は、「人によってはそれを歯止めなく長時間使い過ぎてしまうことで、健康面・生活面で支障をきたす恐れもあることから、家族や個々の使用について見つめなおす機会を持つことを促す」ということ。

要するに、制限しないと「依存」に陥ってしまう恐れが大きく、子供たちを守るためには制限はやむを得ず、とするに至ったと考えます。

これらの条例は、賛否両論あり、肯定派も否定派も存在します。しかし、その条例制定は勇気ある行動と評価します。なぜなら、子供たちへの悪影響が明らかになったときには、もはや取り返しがつかなくなるからです。

スマホ依存・ゲーム依存などモバイルデバイス等の依存には、研究者・専門家からも前頭葉の前頭前野への影響など脳科学的な危険性が示されています。怖いのは、過剰にドーパミンが放出されることで脳にダメージが及ぶこと。とりとめなく繰り返し見入ってしまう連続再生動画や、ついつい情性的にプレイしてしまうゲームは脳機能を低下させます。このことにより発達障害と同じような症状が現れることは脳科学者からも指摘されています。

これは愛着障害も同様です。子供が静かにおとなしくしているからと言って、スマホやタブレットを子育ての道具・手段の一つにしている場合、そのことで親と子の愛着形成が不十分になり得ることで、二重のダメージが及ぶことにならないか、と憂慮します。

文部科学省の調査等によると、発達障害の可能性のある児童生徒割合は急増しています。

発達障害への認識の高まりや、診断が進んだことによる傾向だとする意見もあり、そのことは否定しません。しかし、学校現場の教員からは「明らかに増加している」という意見が実際にあります。

発達障害は遺伝によるもの、とされているものの、この急増傾向は「遺伝」では説明が付きません。後天的に何らかの影響があると考えることが合理的です。

本県では、2005年に残虐性の強い家庭用テレビゲームソフトを、全国で初めて青少年保護育成条例で有害指定しました。

その時は、「科学的な根拠はあるのか」などの論調で、否定派からは非難・口撃の標的になりました。本県の青少年課は当初及び腰であったものの、青少年健全育成における弊害の観点において「疑わしきは罰せず、ではなく、疑いがあるのであれば、疑いが晴れるまで子供たちから遠ざけよう」という考え方で対応してくれました。これはまさしく予防原則の考え方です。

ちなみに、この有害指定は瞬く間に全国に連鎖反応を起こし、全国共通のものとなりました。神奈川県が動くとなれば全国が動くのです。

予防原則とは、環境保全や化学物質の安全性などに関し、環境や人への影響および被害の因果関係を科学的に証明されていない場合においても、予防のための政策的決定を行う考え方です。

しかし、原則という言葉が強い意味を持ちやすいがゆえに「疑わしきは全て禁止すべき」との極論を想定しやすく、国内の行政当局はこの言葉の使用に慎重であり、予防的な取組方法という言葉の方が馴染むらしいとのこと。なお、EUでは予防原則の概念を、化学物質や遺伝子組換えなどによる食品の安全など健康面においても拡大適用しはじめています。科学的な根拠が明確になったときには、すでに手遅れになっていた、という状態に至らぬようにするためです。

スマホ・タブレット等のモバイルデバイスと共存していくのが必須の現代においては、科学的データを出して行くことが、研究者に求められています。リスクを明らかにして、悪影響があるのならば影響が及ばぬように安全策を採るためです。

しかし、仮に脳の中にダメージが蓄積して、何らかの影響が徐々に起こり出したとしても、影響が始めるのは何年後かになる可能性があります。まして成長期の大切な時期にあっては一大事です。それから後に規制を始めても取り返しがつきません。これらの研究は、すぐに結論が出るものではないと認識します。だとすれば、今の子供たちが実験台にされてしまうかもしれません。

そこで知事に伺います。

- 子供たちは、わが国の宝です。だからこそ、子供たちにはあらゆる次世代育成の場面で幅広く、そして躊躇なく予防原則を適用させるべきと考えますが、ご所見を伺います。

予防原則については、令和7年第3回定例会で学校給食に適用させるよう求めました。

詳細は省きますが、しかし、その回答は、「国は現在、学校給食における有機農産物の使用促進と児童生徒の食育の推進に向けた調査研究を行っている」、「県教委では今後、国の研究の動向を見据えながら、適切に対応していく」という旨の内容で、子供を守るための「予防原則」については、なおざりにスルーされました。

県教委に公立小・中学校および県立高校におけるスマホ・タブレット等のモバイルデバイスの使用についての指導を尋ねたところ、中学校の「特別の教科 道徳」の教科書において、情報モラルの中で情報リテラシーや SNS トラブルについて取り上げ、小学生には警察署からスクールサポーターを講師に招き、講話や動画、ロールプレイを活用した防犯教室～サイバー犯罪対策を実施した、とのこと。また高校では、スマホを含めたネットリテラシー＝情報リテラシーとモラル＝や、ネット依存を含む健康への影響を情報の授業で扱っているとのこと。

これらは子供達を犯罪から遠ざけることを主眼にしたものであり、それはそれで必要なこと。しかし、気掛かりなのは脳科学的な悪影響でもあり、スマホ依存が根絶されているわけではないことです。

スマホ・タブレット等の使用制限は、子供の健全な成長を促すためには重要です。「スクリーンタイム」や「ファミリーリンク」などの機能を使って、使用時間やアプリ、ウェブサイトへのアクセスを制限

することも可能です。そのことで、動画配信サービスへの依存、スマホ・タブレット依存による学習への影響、不適切なサイトやコンテンツの閲覧、等々を回避出来るかもしれませんが、しかし、ダメだと言われても、コントロール出来ずにやってしまうのが「依存」です。大人たちが知らないだけで、子供たちは抜け道を見つけます。いくらダメだと言っても、授業中に学校の端末でゲームや動画サイト、SNS チャットにのめり込んでいたり、不適切な使い方をしたりしていませんか？教員は気付いているのではないのですか？現場の教員の本音・意見は訊けていますか？「不作為という作為」などと言われることのないよう、どうすれば子供たちを守れるのか、という行動に移して欲しいと考えます。

香川県や愛知県・豊明市の取り組みを、勇気ある行動として評価すると申し述べました。それは、否定的・批判的な意見の矢面に立つことをいとわずに子供たちを守るという行動であるからです。

これまで申し述べてきたように、予防原則については、国内の行政当局はこの言葉の使用に慎重です。それでも、前回の質問趣意書の答弁書のように「国の調査、国の動向」でしか行動出来ないのであれば、本県の子供たちを守り切れないと言わざるを得ません。

前述した、世界の傾向～モバイルデバイスを子供たちから遠ざける潮流を、県教委の皆さんはもれなく承知されていることと思います。

そこで教育長に伺います。

- スマホ・タブレット等のモバイルデバイスに絡んだ犯罪から子供たちを守ろうとする県教委の取り組みは評価します。だからこそ教育現場には、もう一步踏み出して、子供たちに予防原則を適用させた取り組みを促進すべきと考えますが、所見を伺います。

以上